

第14回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和2年6月9日（火）

保健文化センター 視聴覚室（ホール）

第14回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年6月9日（火）

2、開催場所 保健文化センター視聴覚室（ホール）

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員（17名）

| | | | |
|-----|----------|-----|-------------|
| 1番 | 加藤岡一弘 | 2番 | 内山充弘 |
| 3番 | 中村和敏 | 4番 | 積田敏春 |
| 5番 | 川嶋一美 | 6番 | 林千佳夫 |
| 7番 | 榎澤正治 | 8番 | 板倉小百合 |
| 9番 | 内海亮一 | 10番 | 梅原英男 |
| 11番 | 若菜義人 | 12番 | 志賀典夫 |
| 13番 | 齋藤重幸（会長） | 14番 | 布施和彦（職務代理者） |
| 15番 | 鵜澤英夫 | 16番 | 今関喜明 |
| 17番 | 蔭山秀男 | | |

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～2）

第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第5 議案第3号 農用地利用配分計画案の作成について
（農地中間管理事業）

第6 議案第4号 下限面積（別段の面積）の設定について

第7 議案第5号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1）

第9 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～2)

第10 報告第3号 転用事実確認証明について
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

| | | | | | | |
|------|-----|----|---|---|----|----|
| 事務局長 | 大塚 | 好 | 主 | 査 | 千葉 | 利憲 |
| 主任書記 | 小田切 | 基樹 | 書 | 記 | 門野 | 祥和 |
| 書記 | 内野 | 孝則 | | | | |

◎開 会

○議長 ただいまから第14回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

布施和彦委員、鶴澤英夫委員の両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～2)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

整理番号1から順に説明いたしますが、各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1です。申請地は、大網字沼向及び高島の地目、田が1筆、畑が1筆、合計面積1,619平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA4判縦の1ページから4ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は池田字釜ヶ谷の地目、田が1筆、面積988平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は詳細資料9ページの別添理由書のとおりで、義務者は後継者がいないため農業を縮小するであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましてはA4判縦の5ページから9ページとなります。

以上、整理番号1につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

なお、整理番号2につきましては、権利者の農業従事日数及び経営面積は所定の面積以上であります。ただし、権利者の所有農地において、全て遊休農地に位置づけされていないものの、現在の状況では申請地に土砂等が流入し、耕作することが困難であります。さらに、権利者は水稲耕作用の農業機械を所有しておらず、現時点でリース契約や今後確保することを確認することができませんでした。つきましては、農地法第3条第2項第1号に規定する耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められないことに該当することから、不許可相当であると考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、蔭山秀男委員、よろしくをお願いいたします。

○蔭山委員 それでは、整理番号1について調査報告をいたします。

調査に当たりましては、5月30日、権利者からのお話、説明を受け、その場で申請地2か所を確認してまいりました。義務者においては、遠方のため電話をしましたが本人とは連絡が取れず息子さんに確認いたしました。息子さんは本件について父親とも話し合っているもので、間違いないのでよろしくお願いいたしますと申しておりました。

本申請に至った経緯を若干申し上げますと、義務者は遠方になり、直近体調を崩され、耕作できなくなったことから、申請地周辺に居住する親戚を介し権利者に相談したところ、先ほど事務局の説明があったとおり、売買という形で申請となったものです。

申請地は別添資料のとおり権利者宅、申請地2か所とも同一地区内にあり、権利者にとって耕作が大変しやすい環境にあります。権利者は規模の拡大に大変意欲的であり、農機具も

そろっております。特に問題ないと思いますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、林千佳夫委員、よろしくお願ひいたします。

○林委員 それでは、議案第1号、整理番号2について調査報告いたします。

6月2日、若菜委員と申請地を確認してまいりました。そして、私は義務者については6月2日に義務者宅へ伺い、申請者本人と聞き取り調査をいたしました。申請地を権利者に売買による所有権移転の確認をしたところ、間違いないということでした。特に理由としては先ほど事務局が説明しましたとおり後継者がいない、そしてまた、10年以上も耕作をしていない、また、土砂が流れ込んでしまったということでした。そしてまた権利者については、6月2日、電話で権利者本人と聞き取り調査をしました。申請地は申請書のとおり間違いないかということを確認したところ、間違いないということでした。そしてまた、売買による所有権移転をするということでした。

営農計画の中で尋ねましたところ、5月から9月、水稲となっているかということを確認したところ、申請地は土砂が流れ込んでしまったために恐らくできません。そして、土砂の水分を抜くために一時保管をする場所だということでありまして、その後運び出したらまた元に戻すということになります。権利者の農地については全て他人に耕作をしていただいております。農機具もそろっていないということでした。そういうことから、申請書類が若干違っておりますので、事務局のほうにこの辺については連絡をしたところになります。

以上が調査結果であり、委員の皆様方の慎重なるご審議等よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、否決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数により、議案第1号の整理番号2は否決されました。

◎議案第2号(利用権設定)

◎議案第3号(農地中間管理事業)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。なお、本日審議いただく議案第2号の整理番号44の案件は、内海亮一委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には退室していただくことになります。

つきましては、整理番号1から43の案件を先行して審議をお願いしたいと思います。

さらに、本日審議いただく議案第2号の整理番号41から43の案件は、日程第5、議案第3号 農用地利用配分計画案の作成についてと関連がありますので、議案第2号及び議案第3号の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第2号、整理番号1から43及び議案第3号の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号でございます。本案は農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書3ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明いたします。

利用権の設定を受ける者7人、利用権の設定をする者46人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は田が84筆で合計面積13万3,366平方メートル、畑が12筆で合計面積1万8,850平方メートル、田畑を合わせた合計面積は15万2,216平方メートルでございます。

続きまして、4ページから5ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は新規契約が4件、更新契約が40件でございます。

整理番号1から所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1です。金谷郷地内の田が2筆、合計面積1,912平方メートル、3年、物納で、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規であります。

次に、整理番号2、大網地内の田が3筆、合計面積3,351平方メートル、6年、物納で、10アール当たり米60キログラム、更新であります。

次に、整理番号3。南横川地内の田が7筆、合計面積1万3,669平方メートル、6年、物納で、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号4。南横川地内の田が4筆、合計面積3,225平方メートル、6年、物納で、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号5。南横川地内の田が2筆、合計面積1,869平方メートル、6年、物納で、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。南横川地内の田が1筆、合計面積2,173平方メートル、6年、物納で、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号7。南横川地内の田が1筆、面積1,189平方メートル、6年、物納で、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号8。星谷及び南飯塚、北横川地内の田が7筆、合計面積9,120平方メートル、6年、物納で、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号9。四天木地内の畑が1筆、面積2,400平方メートル、6年、無償、更新であります。

次に、整理番号10。永田地内の畑が1筆、面積410平方メートル、10年、金納で、全面積5,700円、更新であります。

次に、整理番号11。永田地内の畑が1筆、面積907平方メートル、10年、金納で、全面積1万2,700円、更新であります。

次に、整理番号12。永田地内の畑が1筆、面積1,513平方メートル、10年、金納で、全面

積 2 万 1,200 円、更新であります。

次に、整理番号13。永田地内の田が 3 筆、合計面積4,407平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号14。永田及び神房地内の、田が 5 筆、合計面積5,342平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号15。永田地内の田が 4 筆、合計面積3,729平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号16。永田地内の田が 3 筆、合計面積1,529平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号17。永田地内の田が 3 筆、合計面積1,749平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号18。永田地内の田が 3 筆、合計面積2,028平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号19。永田地内の田が 1 筆、面積2,343平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号20。小中地内の田が 2 筆、合計面積6,137平方メートル、10年、物納で、10アール当たりコシヒカリ60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号21。小中地内の田が 1 筆、面積3,860平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、瑞穂の負担金、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号22。小中地内の田が 1 筆、面積3,176平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号23。小中地内の田が 4 筆、合計面積 1 万 2,412平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号24。小中地内の田が 3 筆、合計面積2,779平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号25。小中地内の田が 2 筆、畑が 1 筆、合計面積4,850平方メートル、10年、田は物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、畑は金納で、10アール当たり 1 万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号26。小中地内の田が 3 筆、合計面積5,619平方メートル、10年、物納で、

10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号27、小中地内の田が3筆、合計面積6,120平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号28、萱野地内の田が1筆、面積473平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号29、萱野地内の田が1筆、面積1,095平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号30、萱野地内の田が1筆、面積1,940平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号31、萱野地内の畑が1筆、面積1,879平方メートル、10年、金納で、10アール当たり1万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号32、萱野地内の畑が1筆、面積1,051平方メートル、10年、金納で、10アール当たり1万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号33、砂田地内の田が3筆、合計面積5,728平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号34、砂田及び神房地内の田が3筆、合計面積5,286平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号35、砂田地内の田が1筆、面積2,949平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号36、砂田地内の田が1筆、面積1,562平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号37、神房地内の田が1筆、面積4,231平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号38、神房地内の田が1筆、面積4,206平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号39、神房地内の田が1筆、面積1,758平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号40、神房地内の田が2筆、合計面積2,146平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、瑞穂の負担金、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号41から43につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会が借り受けることを目的に、利用権を設定するものでございます。

まず、整理番号41、金谷郷地内の地目畑が2筆、合計面積2,994平方メートル、10年、金納で、全面積1万9,926円、新規であります。

次に、整理番号42、金谷郷地内の地目畑が1筆、面積は4,519平方メートル、10年、金納で、全面積3万74円、新規であります。

次に、整理番号43、池田地内の地目畑が1筆、面積は1,785平方メートル、10年、金納で、10アール当たり5,000円、新規であります。

以上、整理番号1から43の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

続いて、整理番号41から43に関して、当該農地を公益社団法人千葉県園芸協会より借り受ける借り手につきましては次の議案第3号になります。

議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。今回は1件の農用地利用配分計画となります。

議案書の15ページをご覧ください。

表の上段に公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所が記載されております。

次に、16ページをご覧ください。

権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。

先ほど説明をいたしました議案書11ページから12ページの整理番号41から43と同じ内容となっております。

最後に、議案書の19ページをご覧ください。

耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。関連して新規契約の利用権設定案件について担当委員の方から調査報告をお願いいたします。なお、契約が更新の案件につきましては調査報告は省略させていただき、また、整理番号41から43につきましては貸付人、借受人、

公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件について若菜義人委員、よろしくお願ひいたします。

○若菜委員 それでは、議案第2号、整理番号1について調査報告をいたします。

内容についてはただいま事務局の説明のあったとおりでございます。

借受人は5月30日に現地調査、それから書類の内容について聞き取り調査を行いました。借受人の話によると、貸付人の方から貸付けの申入れがあり、承知をしたとのことでした。現地には稲が植えられております。また、貸付人には5月31日にお会いし、聞き取り調査を行いました。貸付人によると、昨年父が亡くなり相続をしたのですが、そのときには、この場所については一部ではございますけれども、借受人のほうに対し私のほうから貸付けの依頼をしたとのことでした。借受人は現在農業をしておりますし、農作業機具も一通りそろえておりますので、問題はないかと思っておりますけれども、委員の皆様の慎重審議をお願いいたします。

以上で調査報告を終わります。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号1から43及び議案第3号につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号44の案件について審議に入ります。

整理番号44の案件につきましては、内海亮一委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(内海亮一委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号44の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の12ページをご覧ください。

整理番号44です。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、借受人、貸付人の住所、氏名につきましては議案書のとおりとなります。

す。

小中地内の畑が1筆、面積796平方メートル、10年、金納で、10アール当たり1万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

以上、整理番号44の内容につきましては、農業従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、契約が更新の案件のため担当委員の調査報告は省略させていただきます。

それでは、これより整理番号44の案件につきまして、質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております案件について一括採決いたします。

ただいま議題に供しております議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から44及び議案第3号 農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から44及び議案第3号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、内海亮一委員を入室させてください。

(内海亮一委員 入室)

◎議案第4号

○議長 次に、日程第6、議案第4号 下限面積(別段面積)の設定についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第4号につきまして説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の20ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案件につきましては、農地の所有権を移転したり、また、使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、農地法第3条の規定により、農地の権利取得後の全経営面積が50ア

ール以上となることが許可の要件とされております。

また、農業委員会が農地法施行規則で定める基準に従って、市の区域の全部、または一部について別段の面積を定め公示することによって、その面積が農地を取得するための権利を有する下限の面積として設定することができます。

さらに、農林水産省から農業委員会の適正な事務実施についての通知によりまして、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について検討することとされております。

このことから、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について、議案書のとおり前年度と同様の50アールにすることについて、ご審議いただくものでございます。

次に、参考資料として配付しておりますA4判の農地法施行規則抜粋をご覧ください。

この資料は、農地法施行規則で定める別段の面積の基準であります第17条第1項第3号で、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定しようする区域内において農地、または採草放牧地について耕作等に供しているものの数が、当該設定区域において農地、または採草放牧地の耕作等に供している者の総数のおおむね100分の40、40%を下回らないよう算定することとされております。

次の第2項第1号では、下限面積を設定しようとする区域内に遊休農地などが相当程度存在しており、50アール未満の農地を耕作している者の数が増加しても、農家の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずることがないこととされております。

再び、議案書をご覧ください。

議案書の中ほどの〔4〕参考（ア）地区別農業経営体割合数についてでございます。こちらは、2015年の農林業センサスによりまして、大網白里市の地区別の経営耕地面積規模に対する農業経営体の割合を算出しております。各地区の経営耕地面積50アール未満の農業経営体の割合ですが、一番高いのが大網地区で約11.6%、市の全体では約8.04%となっております。本市の下限面積を50アール未満にしようとする、先ほど説明いたしました施行規則第17条第1項第3号の基準である40%を下回ることとなります。

次に、市内における遊休農地の割合についてでございますが、令和元年度の利用状況調査における遊休農地の面積は5.37ヘクタール、遊休農地の割合は0.27%であり、遊休農地が相当程度存在するという施行規則第17条第2項第1号の規定に当てはまりません。

これらの理由によりまして、大網白里市の下限面積（別段の面積）を50アールに設定しようとするものでございます。

参考資料の2枚目をご覧ください。

県内における別段面積の設定状況であり、50アール未満の下限面積を定めている地区名が記載されております。

50アール未満の下限面積を定めているのは、平成31年4月1日現在で、都市部や山間部などに位置します22市町31地区でございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定されました。

◎議案第5号

○議長 次に、日程第7、議案第5号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第5号につきまして説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の21ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

本案件につきましては、平成21年に農林水産省から農業委員会の適正な事務実施についてという通達があり、農業委員会の行う事務について、透明性の向上や公平性の確保が強く求められ、そのため、事務に関する目標の設定や活動計画の策定が義務づけられ、それらに関する点検・評価を毎年実施することとされております。

最初に、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。

議案書の21ページ、Iの農業委員会の状況でございます。

1、農業の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書22ページ、IIの担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、令和元年度の目標及び実績ですが、集積目標面積475ヘクタールに対し、集積実績が478ヘクタールであり、達成状況は100.6%となっております。

3、目標の達成に向けた活動ですが、活動実績として利用権設定の制度の周知については、電話や窓口相談時に制度のメリット等の周知を行い、農地中間管理機構の活用の周知については、広報紙やホームページへ掲載及びパンフレットの農家組合長回覧をするなど、制度の周知を行いました。

4、目標及び活動に対する評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書23ページ、Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、令和元年度の目標及び実績ですが、参入目標2経営体に対し、実績が4経営体であり、達成状況は200%となっております。

3、目標の達成に向けた活動ですが、活動実績については農業委員や農地利用最適化推進委員及び関係機関と連携を図りました。

4、目標及び活動に対する評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書24ページ、Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

1、現状及び課題は、管内の農地面積2,433.5ヘクタール、遊休農地面積4.6ヘクタール、割合にして0.19%となっております。課題につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

2、令和元年度の目標及び実績ですが、対象目標が0.5ヘクタールに対して実績はマイナス0.8ヘクタールでございます。

3、2の目標の達成に向けた活動ですが、活動実績をご覧ください。

農地の利用状況調査の実施時期は、7月から8月にかけて農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご協力いただきまして、調査を実施いたしました。調査員数は35人、農地の利用意向調査は議案書に記載のとおりでございます。

4、目標及び活動に対する評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書25ページ、Ⅴの違反転用への適正な対応でございます。

1、現状及び課題ですが、違反転用面積は3.2ヘクタールです。課題は、議案書に記載のとおりでございます。

2、令和元年度実績ですが、0.37ヘクタールの減であります。

3、活動計画・実績及び評価は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書26ページ、VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1、農地法第3条に基づく許可事務ですが、令和元年度の処理件数は53件であり、全ての案件を許可しております。点検項目及び具体的な内容は、議案書に記載のとおりでございます。

2、農地転用に関する事務ですが、令和元年度の処理件数は34件であり、全ての案件について許可相当の意見を付して知事へ送付しております。点検項目及び具体的な内容は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書27ページ。

3、農地所有適格法人からの報告への対応は、農地所有適格法人数は10法人ありまして、そのうち8法人から報告書の提出がされております。未提出の2法人のうち1法人は提出を依頼中であり、1法人は令和2年2月に許可となったため、次年度より報告書の提出義務が発生することとなります。

4、情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供は、調査対象賃貸借件数408件であり、市のホームページと市の広報紙に掲載しております。

次に、農地台帳の整備は、整備対象農地面積2,533ヘクタールを農地台帳システムにより整備しております。

次に、議案書28ページ、VIIの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容は、特にありませんでした。

次に、VIIIの事務の実施状況の公表等でございます。

1、総会等の議事録の公表は、市のホームページで公表するとともに、農業委員会事務局窓口で閲覧が可能でございます。

2、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、ありませんでした。

3、活動計画の点検・評価の公表は、市のホームページで公表しております。

以上が、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となります。

続きまして、議案書の29ページです。

ここからは、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

初めに、Iの農業委員会の状況でございます。

1、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

2、農業委員会の現在の体制ですが、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の30ページ、IIの担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題は、管内の農地面積2,420ヘクタール、これまでの集約面積478ヘクタール、集積率19.8%となっております。

2、令和2年度の目標及び活動計画ですが、新規集積面積を15ヘクタールとしました。目標の設定の考え方は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針どおり、15ヘクタールを目標としております。

次に、IIIの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題は、新規参入の状況といたしまして、29年度が1経営体、30年度が2経営体、元年度が4経営体となっております。

2、令和2年度の目標及び活動計画は、参入目標といたしまして2経営体、活動計画は議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の31ページ、IVの遊休農地に関する措置でございます。

1、現状及び課題ですが、令和2年4月現在の管内の農地面積は2,424.2ヘクタール、遊休農地面積は5.4ヘクタール、割合が0.22%となっております。

2、令和2年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積は0.5ヘクタールとしており、目標設定の考え方は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針どおり0.5ヘクタールを解消の目標としております。活動計画は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、Vの違反転用への適正な対応でございます。

1、現状及び課題ですが、令和2年4月現在の管内の農地面積は2,420ヘクタール、違反転用面積は2.83ヘクタールで、課題は議案書に記載のとおりでございます。

2、令和2年度の活動計画は、議案書のとおりでございます。

なお、本案につきましては、ご承認をいただいた後、市のホームページに公表するとともに、県を通じまして国へ提出する予定でございます。

また、来年の今頃には、掲げた目標に対する点検・評価を行うこととなります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

川嶋委員。

○川嶋委員 全国農業新聞をちょっと見ていたら、遊休農地を市のホームページに掲載して、

そこで利用者を募っているといったものが出ていたんですけれども、このホームページの活用に、遊休農地について、発信することを考えるというのはどうでしょうか。ホームページにハッシュタグという情報を載せて、白里地区は結構、若手がネギを盛んにやっていて土地を探しているといったところがありますので、いろんなところでそういう情報公開ができたかなという思いがありましたので、今質問をさせていただきました。

以上です。

○議長 この件について、事務局。

○事務局 ただいまの川嶋委員さんから質問につきましては、やはり一つのツールとしてホームページを活用するというのはいいことだとは思いますが、やはりどうしても土地については、個人の情報ということになりますので、そちらについてもまた事務局や役員会のほうで協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 川嶋委員、よろしいですか。

○川嶋委員 はい。

○議長 ほかにございませんか。

よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第5号 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定されました。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 次に、日程第8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、日程第10、報告第3号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の32ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

届出の農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので受理しております。

次に、議案書の33ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり2件の照会がございました。法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は現地調査の結果、貸店舗用地として使用されておりました。なお、昭和55年6月20日付の農地法第4条の許可を受けて、平成7年11月2日撮影の航空写真では、貸店舗が完成しており20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2、現地調査の結果、駐車場用地として使用されておりました。なお、真ん中の筆は平成元年9月20日付で転用目的を貸店舗として、一番上と下の筆は平成元年11月20日付で転用目的を駐車場としてそれぞれ農地法第4条の許可を受けており、平成7年11月2日撮影の航空写真で造成が完了しており、20年以上農地として使用されていないため、非農地として回答しております。

次に、議案書の34ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり1件の願い出がありました。この証明願いは、農地法第4条または第5条の許可後、もしくは受理通知後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。この証明願いが提出されましたので、申請地を農業委員、推進委員と現地確認をしました。

結果につきましては、整理番号1は目的どおり駐車場用地として転用されておりました。

このようなことから、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

土地の所在地や申請者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第3号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第8から日程第10までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等ありましたら、各委員または事務局からお願いいたします。

鵜澤委員。

○鵜澤委員 農地部会から皆様方にご協力のお願いがございます。

大変貴重な時間でございますけれども、少し時間をいただきたいと思えます。

例年行っております農地パトロールの実施についてのお願いでございます。

先日開催されました役員会におきまして、勝手ながらお手元の資料のとおり、7月1日から7月30日までの間、15班編成でパトロールを実施することを決めさせていただきました。

皆様方には大変お忙しい中、また、暑い時期に誠に恐縮でございますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

調査内容につきましては、現地調査を行っていただき、遊休農地の区分を判定していただきます。その後、所有者への利用意向確認を行うこととなります。

なお、詳細につきましては、後ほど事務局から説明していただきたいと思えます。

農地法に定められました業務でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上が農地部会からのお願いでございます。

○議長 ご苦労さまでした。

ただいま、農地部会長から農地パトロールへの協力依頼がございました。

詳細について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、資料の確認をお願いいたします。

A4ホチキス留めで、令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の実施についてと書かれたものと、ピンクの表紙の農業委員・農地利用最適化推進委員のための千葉県耕作放棄地対策マニュアル改訂版です。資料のほうはそろっておりますでしょうか。

それでは、順次説明させていただきます。

はじめに、令和2年度農地パトロール利用状況調査の実施についてでございます。

1番といたしまして、農地パトロールの趣旨です。農地の確保と有効利用を図っていくことを目的に、農地法第30条及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領第6の規定により、遊休農地及び荒廃農地の実態把握と発生防止・解消及び違反転用発生防止対策として取り組むものでございます。

2番といたしまして、農地パトロールの方法です。地区ごとの班編成により巡回し、発見

された遊休農地、荒廃農地、農地違反転用について、その所在、所有者等を調査の上、指導等を行うものでございます。

それから、その下段に根拠法令の抜粋がございしますが、まず、農地法の第30条では、農業委員会は農林水産省令で定めるところより、毎年1回、その地区内にある農地の利用状況調査を行わなければならないとされております。

また、次の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領では、(1)で、現在耕作の目的に供されている土地、または以前耕作の目的に供されていた土地を調査するとあり、(2)で、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査と併せて実施するとありますので、農地パトロールでは、遊休農地の調査と荒廃農地の調査を行うこととなります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

3番目といたしまして、農地パトロールの日程及び班編成です。今年度も市内を全15地区に分けて、15班編成により、7月1日から7月30日まで実施いたします。日時、集合場所、班編成につきましては、資料のとおりです。

当日出席できない場合は調整いたしますので、事務局までご連絡ください。

次のページをご覧ください。

大網白里市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領です。

要領の第2条では、7月を農地パトロール月間として設定し、第3条では、実施の対象及び内容等を定めております。また、その他の内容も、後ほどご一読ください。

続きまして、ピンクの表紙の農業委員・農地利用最適化推進委員のための千葉県耕作放棄地対策マニュアル改訂版をご覧ください。

基本的に千葉県が出しているこのマニュアルを活用して農地パトロールを実施してまいりたいと思います。

まずはじめに、開いて2ページをご覧ください。

耕作放棄地の定義についてですが、農業委員会の農地パトロールをするのは遊休農地と荒廃農地です。まず、左側の緑の点線で囲まれております農地法上は、1号遊休農地と2号遊休農地があり、1号遊休農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、トラクターや耕運機等の機械では、耕作できる状況にできないものです。

次に、2号遊休農地は、その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地で、雑草が繁茂しているけれども、トラ

クター、耕運機等を利用して耕作が可能となり、当面作付見込みがない農地です。

そして右側の赤い点線で囲まれております荒廃農地調査は、A分類とB分類があり、A分類は農地法上の1号遊休農地と同様のものとなります。B分類は、山林や原野化するなど、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地で、非農地相当のものとなります。

次の4ページ、5ページに、それぞれのイメージ写真が載っていますので、参考にさせていただけたらと思います。

また、草刈り等の保全管理を行っている農地は、遊休農地には該当しません。

続きまして、8ページ下段の(2)をご覧ください。

荒廃農地調査では、荒廃農地となっていたものの解消された農地についても確認し、解消区分についても調査を行い、9ページの3つの区分に分類します。

1つ目が営農再開で、実際に営農が再開された農地です。景観作物の植栽等を行った農地も営農再開とみなします。

2つ目が基盤整備後営農再開で、抜根、整地、区画整理、客土等の基盤整備事業を実施して荒廃農地を解消中の農地で、完了後に営農再開の予定がある農地です。

3つ目が保全管理で、荒廃農地を解消し、草刈りやトラクターでの耕うんを実施し、常に耕作し得る状態を保っている農地です。

続きまして、11ページをご覧ください。

農地の利用状況調査が終わりましたら、新たに遊休農地と把握したものの所有者等に、農地中間管理事業を利用するか、自ら耕作するか等の意思を確認する利用意向調査を行います。利用意向調査は、基本的に新たに遊休農地と把握したものに対して実施することになっております。

続きまして、12ページのスケジュール表をご覧ください。

左上のところですが、利用状況調査を行いましたら、事務局で集計をしまして、11月末までに遊休農地の所有者等に利用意向調査書を送ります。そちらの意向の表明期限が翌年1月末までとなりまして、その6か月後、つまり翌年度の利用状況調査で意向どおりに実施されているかどうかの現地確認を行います。ですので、本年度の利用状況調査の際に、昨年度に実施した利用意向調査の結果が、意向どおりに実施されているか確認することになります。実施の際は、事務局で昨年度の利用意向調査の結果リストをご用意します。

続きまして、15ページ下段の、才実施内容をご覧ください。

利用状況調査の具体的な方法ですが、事務局で用意した図面を基に、1筆の農地ごとに道

路から目視で確認し、遊休化していると思われる場合は写真を撮り、遊休農地の判定をし、図面等に必要事項を記録します。それを繰り返す形となります。

利用意向どおりに対応していなかったり、意向の表明がない場合は、勧告の対象となりますので、17ページ下段をご覧ください。農業委員会から所有者等に対して、農地中間管理機構と協議すべきことの勧告を行います。ただし、一番下にあるように、利用意向調査を実施した農地で、農業委員会から農地中間管理機構へ情報を提供し、機構が借受け基準に適合しないと判断した農地は、勧告の対象外となります。

続いて、18ページですが、勧告の対象となった農地は、課税強化ということになりまして、翌年の1月1日から固定資産税の評価額が1.8倍となり、その年の徴収から固定資産税が引き上げられます。

調査の当日に際してですが、本マニュアルと農業委員さん、もしくは推進委員さんの帽子、タオルと水筒をお持ちになり調査等をしていただけたらと思います。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明について、質疑等のある方は挙手をお願いします。

この件は、推進委員の方も質疑応答は結構ですので、分からないことがありましたら聞いてください。

よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、令和2年度農地パトロール利用状況調査の実施についてを承認することとしてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、承認されたものとして7月の農地パトロールを計画したいと思います。

皆さん大変お忙しいと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ほかにごいませんか。

○事務局 農業委員会事務局の小田切と申します。よろしく申し上げます。

私のほうから2点お願いがございます。

まず1点目、令和2年田畑売買価格等に関する調査についてでございます。

この調査は、農業委員の方が対象となります。

初めに、資料の確認をさせていただきますので、封筒内の資料をご確認ください。

全部で5種類の資料となっております。

クリップ留め資料は1枚目が依頼文、2枚目が調査概要、3枚目から5枚目までが青色カラーコピーの調査の手引きとなっております。

クリップ留め資料の後ろには令和2年の調査票を、その後ろには昨年のお返答済み調査票を参考までにつけさせていただきます。

初めに、本調査の概要について説明させていただきます。

資料の2枚目の調査概要をご覧ください。

毎年国では田畑売買価格について調査を行っており、今年も千葉県農業会議経由で依頼がありました。まず、本調査は全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の基礎資料の作成を目的としております。調査対象地区は昭和25年当時の旧市町村ごととなっております。大和、瑞穂、大網、山辺、増穂、福岡、白里、豊岡の8つの調査対象地域となっております。

担当地区と調査員の割当てについては、5に記載しておりますので、確認をお願いします。

調査票は、丸印をつけてあります委員の方に取りまとめと提出をお願いいたします。

続きまして、クリップ止め資料の後ろにあります、今年、令和2年の調査票をご覧ください。

提出していただく資料はこちらの調査票となっております。記入していただく部分は調査票の表、裏の赤鉛筆で囲ってある部分に調査結果を記入していただく形となります。

一番後ろに、参考として昨年の調査結果資料をつけさせていただきました。今年の調査結果が昨年回答内容から変更がない場合は、昨年の数値でお願いいたします。

続きまして、本調査の詳細について説明させていただきます。

資料2枚目の調査概要と今年の調査票をご覧ください。

この調査は、令和2年5月1日の調査時点とした調査となっております。調査内容は、大きく分けて3つあります。1つ目は、田畑の耕作目的とした売買価格、2つ目は、その売買価格が昨年と比べて上がった、あるいは下がった、もしくは横ばいか、どれに該当するかとその理由。3つ目は、転用を目的とした田畑の売買価格の調査となります。

1つ目の耕作目的とした売買価格につきましては、農振農用地区域の内、外、市街化区域内農地の3つの項目について調査をお願いいたします。市街化区域のない調査区については、記入の必要はありません。調査票に記入する金額の単位は、10アール当たりとなります。

2つ目の、昨年と比べて価格が変化した、あるいは変化しなかった理由については、資料に調査の手引きをつけておりますので、青色カラーの資料の4ページをご覧ください。

4ページの中ほどに、上昇、横ばい、下降の理由と整理番号が載っております。このなか

ら、該当する理由を1つ選んでいただき、特別な理由などある場合には、それを具体的な理由の欄に記入をお願いいたします。

3つ目の転用を目的とした田畑の売買価格についてですが、これは調査票の裏面になります。用途別で住宅用、商業・工業用、国・県道、高速道・鉄道用、学校・公園・病院・公民館等公共施設用と4つの項目に分かれていますので、市街化区域、市街化調整区域、それぞれの価格を記入してください。記入していただく金額の単位は、3.3平方メートル、1坪当たりとなります。

この調査票の報告期限は、千葉県農業会議への提出の際の関係で、7月9日の第15回総会までとさせていただきます。

何か不明な点がありましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

お手数をおかけしますが、よろしくをお願いいたします。

もう1点、続けさせていただきます。

2020年農業委員さん活動記録セットについて説明いたします。

推進委員の皆様のお手元にお配りしてあります黄色い冊子になります。お手元にありますでしょうか。

農業委員の皆様には4月の総会でお配りし、説明済みでございますが、お時間をいただきたいと存じます。

それでは、活動記録セットの12ページをお開きください。

こちらのページは記入例となっております。記録簿は月単位となっております。活動ごとに活動した日、活動した場所及び該当活動内容などの丸、もしくは三角を記入していただき、合計欄には月の活動合計日数を記入してください。

なお、備考、メモ欄につきましては張りつけた記入例を参考にしてください。特に、記録簿中央の活動分類項目の農地利用最適化推進活動を行った際は必ず備考、メモ欄に詳細を記入してください。

次に、14ページをお開きください。

農地利用の意向把握の状況及び地域の話合いへの参加状況についてですが、地区の方から農地利用の意向を把握したときや地区の話合いに参加されたときは本記入例を参考に随時記録するようにお願いいたします。

ここまでが記入例の説明となります。

実際の活動記録につきましては、17ページ以降を使用してください。

こちらの活動記録簿は昨年度までと同じく当該月の翌月の総会時または月末までに事務局へ提出をお願いいたします。例えば、6月分は7月総会時、もしくは7月までに提出という形をお願いいたします。なお、提出用のコピーが必要な場合は事務局までお申しつけください。

次に、49ページから80ページはご相談カードになりますので、各地区において農地等の相談の際にご活用いただければと思います。昨年より記入していただく内容が変更となり、分かりづらいと思いますが、不明な点などがありましたら事務局までご連絡ください。

以上で、2点の説明を終わりにさせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの連絡事項について、質疑等のある方ありましたら挙手をお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 事務局ほかにございますか。

○事務局 はい、大丈夫です。

◎閉 会

○議長 特にないようでしたら、本日予定した日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第14回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時30分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月9日

農業委員会長

齊藤 重幸

署名委員

布施 和彦

署名委員

鶴澤 英夫